

「パートナーシップ構築宣言」

当社は、サプライチェーンの取引先の皆様や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築するため、以下の項目に重点的に取り組むことを宣言します。

1. サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を超えた新たな連携

直接の取引先を通じてその先の取引先に働きかける（「Tier N」から「Tier N+1」へ）ことにより、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模等を超えた連携により、取引先との共存共栄の構築を目指します。その際、災害時等の事業継続や働き方改革の観点から、取引先のテレワーク導入やBCP（事業継続計画）策定の助言等の支援も進めます。

（個別項目）

- ① オープンイノベーション、M&Aなどの企業間の連携強化に取り組めます。
- ② J-クレジット制度や再生可能エネルギーの活用により、グリーン化の取り組みを推進します。
- ③ データの相互利用やITツールの共有などを通じてIT人材の育成支援に取り組めます。
- ④ 次世代育成支援対策推進法に基づき、健康経営に関する行動計画を公表し推進します。

2. 「振興基準」の遵守

親事業者と下請事業者との望ましい取引慣行（下請中小企業振興法に基づく「振興基準」）を遵守し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行の是正に積極的に取り組みます。

① 価格決定方法

不合理な原価低減要請を行いません。取引対価の決定に当たっては、下請事業者から協議の申入れがあった場合には協議に応じ、労務費上昇分の影響を考慮するなど下請事業者の適正な利益を含むよう、十分に協議します。取引対価の決定を含め契約に当たっては、親事業者は契約条件の書面等による明示・交付を行います。

② 支払条件

下請代金は可能な限り現金で支払い、支払サイトを60日以内とします。

③ 知的財産・ノウハウ

知的財産取引に関するガイドラインや契約書のひな形に基づいて取引を行い、片務的な秘密保持契約の締結、取引上の立場を利用したノウハウの開示や知的財産権の無償譲渡などは求めません。

④ 働き方改革等に伴うしわ寄せ

取引先も働き方改革に対応できるよう、下請事業者に対して、適正なコスト負担を伴わない短納期発注や急な仕様変更を行いません。災害時等においては、下請事業者に取引上一方的な負担を押し付けないように、また、事業再開時等には、できる限り取引関係の継続等に配慮します。

3. その他

- ① 事業活動を通じて得られた利益やコストダウン等の成果配分については、取引先との間で「50/50（フィフティ・フィフティ）」となるよう分かち合います。
- ② 従業員が、地域経済に貢献し、社会とともに調和ある発展を目指す意識を醸成するために日々の朝礼時にクレドの唱和を行い、従業員への理念教育を徹底します。
- ③ 南海（トラフ）地震や宮城県沖地震などの災害に備えるため、建設業協会の協定（2018年9月浜松建設業協会と仙台建設業協会が締結済み）に基づき、協会員に向けた宿泊提供による協力を継続していく（同協会と覚書締結済み）。

2024年2月14日

松月産業株式会社
企業名

代表取締役 今中 美恵
役職・氏名（代表権を有する者）